

事 務 連 絡
平成21年10月9日

各都道府県建設業協会
事 務 局 御中

社団法人全国建設業協会
事 業 部

「新型インフルエンザ対応マニュアル作成の手引き」の周知について

新型インフルエンザについては、秋冬に向けた大量の感染者発生が懸念されており、国土交通省危機管理室においては、事業者等の自主的な感染防止対策等の検討や「新型インフルエンザ対応マニュアル」の作成にあたり、参考になると考えられる内容を示した「新型インフルエンザ対応マニュアル作成の手引き」を策定されましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、貴会会員に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

以 上

【国土交通省ホームページ掲載先アドレス】

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/terro/seisakutokatsu_terro_tk_000011.html

**「国土交通省 新型インフルエンザ
感染防止対策等について」**

**新型インフルエンザ対応マニュアル
作成の手引き**

**平成21年9月
国土交通省危機管理室**

目 次

はじめに	1
. 新型インフルエンザ (A / H 1 N 1) について	2
1 . 「新型インフルエンザ」(A / H 1 N 1) と「鳥インフルエンザ」(H 5 N 1) の違い	2
2 . 新型インフルエンザの特徴	2
3 . 新型インフルエンザの感染経路	3
(1) 飛沫感染	3
(2) 接触感染	3
. 新型インフルエンザ対応マニュアル策定の留意点について	4
1 . 一般的な感染防止対策	4
(1) うがい・手洗いの励行	4
(2) 咳エチケットの徹底	7
(3) マスク着用	8
(4) 清掃・消毒	9
(5) その他の予防対策	10
(6) 季節性インフルエンザワクチンの定期的な接種	10
(7) 職員感染時の対応	10
(8) 職員感染時に備えた関係規定の整備	11
(9) 来訪者の接遇	11
2 . 職場・部門ごとの感染防止対策	11
(1) 経営部門	12
(2) 総務部門	13
(3) 現場部門	13
(4) インフルエンザ対策担当部門	14
3 . 利用者に対する感染防止対策	14
4 . 事業継続方針	15
(1) 被害想定	15
(2) 業務体制の確保	16
(3) 業務の分類等	16
. 新型インフルエンザ対応マニュアルの管理・運用について	19

はじめに

新型インフルエンザ（A/H1N1）については、本年5月に国内初感染が確認された後、8月には厚生労働省から「流行シーズンに入った」との発表が行われ、秋冬に向けた大量の感染者発生が懸念されている。

これを受け、国土交通省においては、9月8日、国土交通省新型インフルエンザ対策本部局長・課長級会議において「国土交通省新型インフルエンザ（A/H1N1）感染防止対策等について」を決定し、同日発表した。同対策においては、新型インフルエンザについては、

感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復していること、

抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であることなど季節性インフルエンザと類似する点が多いこと、

基礎疾患を有する者を中心に重症化しやすいと考えられていること

といった特徴を踏まえ、各事業者及び事業者団体において、その事業形態や事業の特性、地域の実情等に応じて、創意工夫を凝らしたきめ細やかな感染防止対策等を講じ、「新型インフルエンザ対応マニュアル」（以下「対応マニュアル」という。）として予め策定することが望ましいとされている。

本手引きは、事業者等における新型インフルエンザ対策の計画と実行を促進するため、事業者等の自主的な感染防止対策等の検討や対応マニュアルの策定にあたり、参考になると考えられる内容を示したものである。

感染防止対策の核となるのは、接触感染や飛沫感染を防止するためのうがい・手洗いの励行、咳エチケットの徹底、感染した場合の休暇取得やマスク着用などであるが、こうした措置は一人一人が意識を持って実行し、社会全体で取り組むことで初めて効果を発揮するものである。

特に、国民の多くが公共交通機関や公共施設を利用して通勤・通学や生活を営んでいることからすると、そうした場における感染防止対策が社会全体の感染防止対策に大きな役割を果たすと考えられる。同時に、新型インフルエンザまん延時においてもこうした重要な社会インフラを有する国土交通省所管事業者がその機能を維持し、国民生活の基盤を確保することは、企業の存続のみならずその社会的責任を果たす観点からも重要である。

本手引きは対応マニュアル策定にあたりあくまでも最低限必要な事項について参考となる事項を列挙したものであり、各事業者において、その特性や実情に応じた実効性のあるマニュアルを個別に策定されることを想定している。

・ 新型インフルエンザ (A / H 1 N 1) について

1 . 「 新型インフルエンザ 」 (A / H 1 N 1) と 「 鳥インフルエンザ 」 (H 5 N 1) の違い

一般的な意味での「新型インフルエンザ」とは、季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、国民の大多数が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものを言う。しかし、ここで言う「新型インフルエンザ」とは、本年5月以降国内で発生している豚由来の新型インフルエンザのことを指す。

なお、豚由来の新型インフルエンザが発生する以前に国内において想定されていたのは、鳥由来のインフルエンザである。豚由来の新型インフルエンザが弱毒性であり、致死率が約0.45%（本年7月6日WHO発表）と、季節性インフルエンザ（致死率0.1%以下）と大差がないのに対し、鳥由来のインフルエンザは強毒性であって致死率が60%以上と想定される等、感染した場合の両者の危険性には大きな違いがあり、両者を混同しないことがまず重要である。現在、2つのインフルエンザの名称は次のように区別されている。

- ・ 豚由来のもの：「新型インフルエンザ」
- ・ 鳥由来のもの：「鳥インフルエンザ」

2 . 新型インフルエンザの特徴

新型インフルエンザの特徴としては、感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど、季節性インフルエンザと類似する点が多い。潜伏期間としては、1～7日間とされている。

また、症状も、突然の高熱、咳、咽頭痛、倦怠感に加えて、鼻汁・鼻閉、頭痛等など季節性インフルエンザと類似しているが、季節性インフルエンザに比べて、下痢などの消化器症状が多い可能性が指摘されている。

更に、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、糖尿病などの代謝性疾患、腎機能障害、ステロイド内服などによる免疫機能不全などの持病がある場合には、治療の経過や管理の状況により新型インフルエンザに感染すると重症化するリスクが高くなることがあるとされている。妊婦、乳幼児、高齢者についても、重症化する可能性が報告されている。

3 . 新型インフルエンザの感染経路

新型インフルエンザの感染経路は通常のインフルエンザと同様、咳やくしゃみとともに放出されたウイルスを吸い込むことによっておこる飛沫感染と、感染したヒトが触ったドアノブなどをふれた後に目、鼻、口などに触れることで粘膜・結膜などを通じて感染する接触感染が考えられる。

このため、基本的にはこの二つの感染経路についての対策を講ずることが必要であると考えられる。空気感染の可能性は否定できないものの、一般的に起きるとする科学的根拠はないため、事業所等においては空気感染を想定した対策よりもむしろ、飛沫感染と接触感染を想定した対策を確実に講ずることが必要である。

(1) 飛沫感染

飛沫感染とは、感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2m以内しか到達しないとされている。

(2) 接触感染

接触感染とは、皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつ、その手で自分の目や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される(図1 参照)。

(参考) 空気感染

空気感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子(5ミクロン以下)である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム(陰圧室など)やフィルターが必要になる。

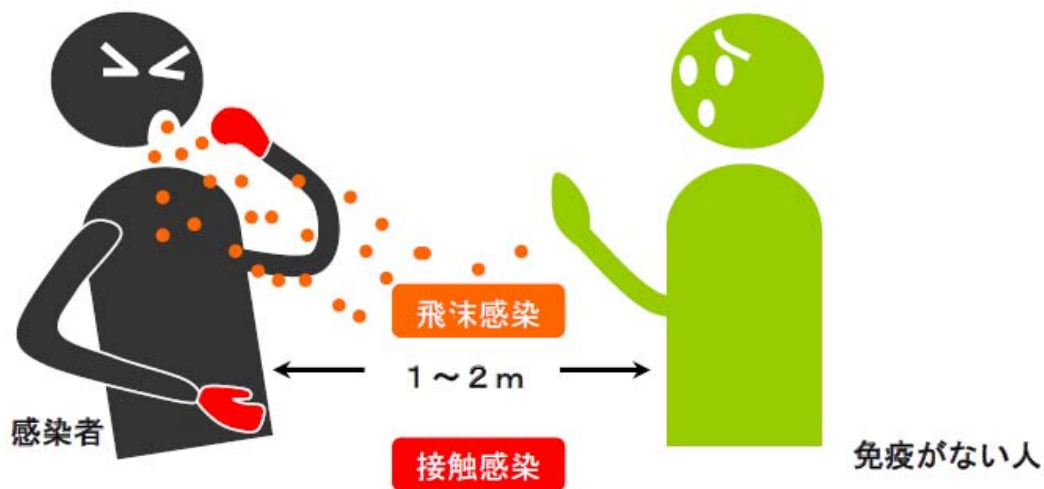


図1：飛沫感染と接触感染

ウイルスは細菌とは異なり、口腔内の粘膜や結膜などを通じて生体内に入り、生物の細胞の中でのみ増殖することができる。環境中（机、ドアノブ、スイッチなど）においては、状況によって異なるものの数分間から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。しかし、環境中でどれくらい生きているのかといった科学的なデータは一定ではない。

．新型インフルエンザ対応マニュアル策定の留意点について

以上のような新型インフルエンザの特徴及び「国土交通省新型インフルエンザ（A/H1N1）感染防止対策等について」を踏まえ、事業者等においては、対応マニュアルとして検討する対策として以下のようなものが想定される。

1．一般的な感染防止対策

各事業者等においては、第一に新型インフルエンザの感染防止対策を徹底することが重要であるが、新型インフルエンザの感染防止策は、一般の人々が普段の生活の中で実施できるものも多い。有効と考えられる感染防止策としては、以下のようなものが挙げられる。

（1）うがい・手洗いの励行

職場内におけるうがい・手洗い・手指消毒に関する指導を徹底する。

上記のように、新型インフルエンザの主な感染経路を飛沫感染と接触感染と想定すると、ウイルス感染を予防のためには、手洗い・うがいをしっかりとすることが重要である。手洗いは手指などの身体に付着したインフルエンザウイルスを物理的に除去するために有効な方法であり、うがいは口の中を清浄にすることから、両者とも感染症予防の基本とされている。外出後の手洗い・うがいは一般的な感染症の予防のためにも有用である。

手洗いについて、以下のとおり、具体的な手洗いの方法を図示したポスター・チラシを手洗所に備え付ける。

職場内において、手指消毒が行えるように速乾性擦式消毒用アルコール製剤を準備する。

正しい手洗いの方法及び手洗いミスの起こりやすい箇所は図2及び図3のとおりである。また、手洗いの際には、次の点に留意する必要がある。

<手洗いにおける留意事項>

- ・まず手を流水で軽く洗う。
- ・石けんを使用するときは、固形石けんではなく、液体石けんを使用する。
手を洗うときは、時計や指輪をはずす。
爪は短く切っておく。
手洗いが雑になりやすい部位は、注意して洗う。
使い捨てのペーパータオルを使用することが望ましい。
水道栓の開閉は、手首、肘などで簡単にできるものが望ましい。
水道栓は洗った手ではなく、手を拭いたペーパータオルで止める。
手を完全に乾燥させる。

<禁止すべき手洗い方法>

- ・溜まり水を使用した手洗い
- ・布タオルの共同使用

手洗いの順序



図2 手洗いの順序



出典：日本環境感染学会監修 病院感染防止マニュアル(2001)

図3 手洗いミスの発生箇所

なお、手洗い後も、ウイルスが粘膜を通して感染するため、極力鼻や口などを触らないようにする。

また、水を用いない手指消毒については、速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）を手に取り、よく擦り込んで乾燥させる。

（2）咳エチケットの徹底

咳エチケットの徹底に関する以下のような呼びかけを行う。

咳、くしゃみの際の「咳エチケット」も感染防止の上も重要である。咳やくしゃみをする際には以下のような方法をとる（図4参照）。

- 咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用する。
- マスクを持っていない場合、ティッシュなどで口と鼻を覆い、他の人から顔をそむけて1m以上離れる。
- 口や鼻を覆ったティッシュは鼻汁・痰などを含んでいるので、すぐにゴミ箱に捨てる。

特に、咳やくしゃみ等インフルエンザ様症状のある場合、できる限り外出を控えることが望ましいが、やむを得ず外出する場合は、飛沫の拡散を防ぐために、混み合っ

た場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときにマスクを着用することが重要である。



図4：咳エチケットに関する厚生労働省作成資料（一部抜粋）

（3）マスク着用

マスク着用に関する正しい理解を促進し、適切な着用を呼びかける。
特に窓口業務に従事する職員など第三者と接触する機会が多い職員に対して、
マスクを配布する。

マスク着用については、以上のように、咳やくしゃみによる飛沫及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐ効果が高いとされているが、予防用にマスクを着用することについては、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分な場所

では一つの感染予防策と考えられるものの、屋外などでは、相当混み合っていない限り、着用する効果はあまり認められていない。

インフルエンザが流行した場合、特に高齢者や基礎疾患を有する者、疲労気味・睡眠不足の場合は、人混みや繁華街への外出を控えることが望ましいが、やむを得ず外出をして人混みに入る可能性がある場合、ある程度の飛沫等は捕捉されるため、不織布製マスクを着用することは一つの防御策と考えられる。ただし、人混みに入る時間は極力短時間にすることが必要である。

不織布製マスク：不織布とは織っていない布という意味で、繊維あるいは糸等を織ったりせず、熱や化学的な作用によって接着させた布により製造したマスク。

症状のない場合は、マスクをすることによる感染予防が一定の効果しか期待できないため、マスクによる防御を過信せず、咳や発熱などの症状のある人に近づかない、人混みの多い場所に行かない、手洗いにより手指を清潔に保つ、うがいを励行する等の感染防止策を徹底することが重要である。



図5：不織布製マスク

(4) 清掃・消毒

職場内での接触感染を防止するため、以下のとおり、階段の手すりやエレベーターのボタン等に係る清掃・消毒を徹底する。

感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保持し続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。具体的な方法については、以下のとおりである。

- ・通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、どの程度患者が触れる可能性があるかによって検討するが、最低1日1回は行うことが望ましい。
- ・発症者が出た場合には、当該発症者の身の回りや触れた場所などの消毒剤による

拭き取り清掃を行う。その際、作業者は必要に応じて不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石鹸又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。

(5) その他の予防対策

職場における加湿器の設置の検討や適度な休息の取得等、一般的な感染症予防や健康管理に係る留意事項について再度徹底を図る。

感染症予防の一般的方策として、空気が乾燥すると喉の粘膜の防御機能が低下して感染症にかかりやすくなるため、特に乾燥しやすい室内では加湿器などを使って、十分な湿度(50 - 60%)を保つことも効果的とされている。

また、からだの抵抗力を高めるために十分な休養とバランスのとれた栄養摂取を日ごろから心がけることも重要である。

(6) 季節性インフルエンザワクチンの定期的な接種

副反応のリスクを理解させたうえで、職員に対し、季節性インフルエンザの予防接種を受けることを勧奨する。

季節性インフルエンザワクチンを接種することにより、インフルエンザ様の症状を有する職員が発生する可能性が減少し、職場に混乱を来す可能性を減少させる。また、医療機関の混雑やタミフル・リレンザの不足を防ぐ等、社会的な効果も期待できる。

(7) 職員感染時の対応

職員が新型インフルエンザに感染した場合、医師の診察を受けてタミフル、リレンザの投与等適切な対応をとることを勧奨する。

職員が職場においてインフルエンザ様症状を発症した場合には、マスクを着用させた上で、医療機関の受診を勧奨し、早めの休暇取得を呼びかける。

上記の場合、速やかに感染の経緯、症状等について情報を集約し、職員の感染状況を常時把握する。

以上のような対策を講じても職員がインフルエンザ様の症状を発症した場合、他の職員に対する感染の可能性を可能な限り減少させるため、早めの休暇取得を呼びかけるとともに、発熱相談センターに相談の上でその結果を連絡させ、又は、医療機関を受診させて医師の指導に従うよう呼びかけることが重要である。

また、職員が新型インフルエンザに感染した場合等は、職員の健康状態の把握に努め、感染者発生状況について常時把握し、感染者の多い事業所について更なる感染拡大防止措置のをとるなど、感染拡大の防止に役立てていくことが重要である。

(8) 職員感染時に備えた関係規定の整備

感染者の病気休暇、濃厚接触者等の特別休暇、保育所休業時における子の世話のための年次休暇等の取得について予め運用方針を整理し、必要な規定の改正や労働組合との調整を実施する。

必要に応じ、早出勤務、時差出勤、在宅勤務等に係る検討を行う。

休暇取得のための制度について予め運用を整理しておき、職員感染時に機動的に休暇制度等を運用することで更なる感染拡大防止措置を速やかに実施する。

(9) 来訪者の接遇

来訪者について、発熱症状のある場合に入館を控えてもらうよう呼びかける看板等を事業所等の入口に掲示し、来訪者への理解を促す。

窓口業務等で来訪者と継続的に接触する場合には、来訪者との距離を1～2m以上とれるような配置とする。また、こうした措置について来訪者からの理解を呼びかけるポスターやチラシを作成し、来訪場所入口などに掲示する。

職員だけでなく、第三者との接触によって感染するリスクを低減させるため、来訪者及び来訪者と頻繁に接触する職員に対する感染予防措置を徹底する。また、来訪者に不快感を与えないよう、理解を促す措置も合わせて検討する。

2 . 職場・部門ごとの感染防止対策

以上のような対策は、主に、多くの企業において総務部門においてとられる対策であるが、企業内の他部門においても、それぞれの観点から、感染防止対策に取り組むことが可能である。

例えば、企業の中で、経営部門、総務部門、現場部門、インフルエンザ対策担当部門といった担務を分け、担務ごとに日常の業務の流れ（行動形態）を整理し、その流れの中でどこに新型インフルエンザの感染リスク（飛沫感染及び接触感染のおそれ）が潜んでいるかを検証し、同リスクに応じた対策を検討する。

主体別にみた対策の内容のうち、主なものを列挙すると以下のとおりである。

(1) 経営部門

企業経営者をトップとし、各部門の責任者を構成員とする対策会議を立ち上げ、**新型インフルエンザの感染防止対策等について検討を行う。**

会議においては、以下のような対策について議論する。

- ・ **新型インフルエンザの正しい理解と感染防止方法に関する社内教養**
- ・ **職場内における衛生管理・感染防止体制の確立、維持**
- ・ **職場内において発症した場合の措置方針の決定、周知**
- ・ **職員で感染した者及び感染後の健康状態についての情報集約**
- ・ **感染者が増加し、追加的な措置が必要となった場合の意思決定体制の決定**
会議での決定に基づき、各部門の責任者に対して作業を指示
- ・ **衛生管理者：感染防止対策の立案・実行**
- ・ **作業管理者：現場において担当者・業務フローごとに想定されるリスクと感染防止対策の検討、周知徹底**
- ・ **運行管理者：職員や利用者に対する感染防止対策の立案・実行**

以上のように決定された危機管理体制が非常時に円滑に機能するための社員教育の徹底、職場内訓練の立案・実行

経営部門においては、新型インフルエンザのまん延を防止するとともに、万一まん延した場合における予めのオペレーションを企業として決定しておき、非常時には当該オペレーションに従って経営を継続して被害を最小限に抑えるという一連の対策について責任を持って取り組んでいくことが求められる。

このため、企業経営者自身が先頭に立って、以上のような意思決定を行うための組織と役割分担を予め議論し、決定しておくほか、当該決定に従って、更にきめ細やかな対応を検討させるためにそれぞれの担当部門に指示を行う。また、組織全体としての対応が概ね決定された際は、企業内の職員一人一人がその決定事項を理解し、いつでも当該決定に従って行動できるよう、予めの教養や訓練についても配慮する。

なお、経営部門として決定しておくべきまん延時の事業継続方針については、4. を参照されたい。

(2) 総務部門

うがい・手洗いの励行、咳エチケットの徹底、マスク着用等についての意識啓発

マスク、体温計、軍手、速乾性擦式消毒用アルコール製剤の備蓄

職員のうち基礎疾患を有する者、妊娠中の者、高齢者や乳幼児を家族に有する者等、感染拡大時における欠勤リスクの高い者の予めの把握

病気休暇・特別休暇・年次休暇等の取得、早出勤務、時差出勤、在宅勤務等についての予めの検討

感染拡大時における職員連絡網、医療機関連絡網の整備

職員の感染状況、地域の感染状況、行政の対応等についての情報集約

総務部門（ここでは人事・会計・福利厚生・施設管理等の部門を指す。以下同じ。）は、新型インフルエンザの感染防止対策のうちその多くを占める重要な部門である。インフルエンザ対策担当部門との連携を密にし、また、総務部門内部での役割分担を予め整理した上で、他部局に期待することなく、自らの部局で可能な対策について積極的に立案、実施することが重要である。

(3) 現場部門

うがい・手洗いの励行、咳エチケットの徹底、マスク着用等について、職員一人一人が実行する意識を啓発するためのチラシ・ポスターの作成・掲示

感染拡大時における定時検温の実施と報告

体調不良時の休暇取得・マスク着用の呼びかけ

朝礼や打ち合わせにおける対人距離の保持や実施頻度の見直し

作業時における軍手・ゴーグルの着用

作業の節目節目におけるうがい・手洗いの励行

これら日常業務におけるチェックポイント（朝の検温・報告、マスク・軍手の着用、咳エチケット、うがい・手洗いのタイミング、対人距離の保持等）について、現場の実情に応じたリストの作成

同リストについて、職員が常に携行して参照できるようなカードの作成・配布

現場部門においては、業務の形態はもとより、地域の実情に応じて感染リスクは大きく異なり、同一の企業内においてすら作業内容や事業所の場所等において業務の流れは大きく異なる。このため、現場部門における有効な対策について一つのパターンは存在せず、企業内においても現場の特性に応じた対策を立案、実施する必要がある。

そのための作業イメージとして、例えば「起床 朝食 出社 作業 休憩 作業 昼食 作業 休憩 作業 帰宅 夕食 就寝」といった職員一人一人の1日の流れを想定し、その中でどのような作業を行うか、外部の者とどの程度接触する機会があるか、通勤時や家庭内においてもできることはないか等の観点から、真に効果的な対策を検討することが必要である。

(4) インフルエンザ対策担当部門

**(1)～(4)までの対策を実行するための企業内の調整、所管省庁への相談
企業における総合的な対策の取りまとめ
とりまとめた対策の社内徹底、同対策に基づく訓練の実施**

インフルエンザ対策担当部門(総務部門が併せて実施している場合も多い)においては、上記のような対策の総合的な実施を企業全体において管理していくため、総務部門や現場部門等企業内における調整のほか、感染が拡大していく場合には追加的な措置を検討して経営部門に持ちかけるとともに、必要な場合には、行政機関や所管省庁への相談を行っていく必要がある。

また、対策が決定した場合にこれをとりまとめ、職員に対して周知するほか、非常時に真に機能するための訓練を実施するなどの対策が求められる。

3. 利用者に対する感染防止対策

**利用者に対するうがい・手洗いや咳エチケット、マスク着用等の感染防止対策
の呼びかけ
当該感染防止対策について、ポスター・チラシの作成・掲示、館内・施設内放
送の実施**

以上のような職員を中心とした対策のほか、公共施設管理者、公共交通事業者等、不特定多数の人が利用する施設や機関を有し、その管理・運行の責を担っているような場合には、当該施設や機関についても感染防止対策を講じていくことが必要になる。

当該対策については、1.～2.で掲げた対策と同様、職員に対するうがい・手洗いの励行、咳エチケットの徹底、マスクの着用等のほか、利用客を介した感染拡大を防止するため、利用客に対しても、こうした呼びかけをポスターや館内放送等を通じて実施することが考えられる。

4 . 事業継続方針

今回の新型インフルエンザの特徴を改めて記すと、以下のとおりである。

感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復している。

抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であることなど、季節性インフルエンザと類似する点が多い。

基礎疾患を有する者を中心に重症化しやすいと考えられている。

こうした新型インフルエンザの特徴を踏まえ、政府の新型インフルエンザ対策本部では、基本的対処方針（本年5月22日）において、国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、基礎疾患を有する者等を守るという目標を掲げ、対策を講じることが適当であるとしている。

事業者としては、新型インフルエンザがまん延した場合、日常的な営業活動の制限のほか、収入の減少と経済的損失などが考えられるため、予め事業継続方針を検討することが必要であると判断していると思われるが、特に、当該事業者が公共施設や公共交通機関を管理・運行している場合、公共サービスの提供に参与している場合などは、当該営業活動の制限が同時に国民生活全体の水準の低下につながるため、社会的責任の観点からも事業の継続について検討しておくことが望まれる。

このため、経営部門としては、新型インフルエンザがまん延し、感染者・欠勤者が急増した場合に備え、予め、事業継続の方針を検討しておくことが望ましい。

（1）被害想定

一例として、「全職員の20%が欠勤した場合、残りの80%の職員で事業を継続する」方針の策定

事業継続方針の策定にあたっては、被害想定としてどの程度の職員が欠勤するかが問題となるが、上記のような新型インフルエンザの特徴のほか、通常季節性インフルエンザの感染者が国民の約1割前後であること、今回の新型インフルエンザの感染力が通常季節性インフルエンザの約2倍とされていることに鑑み、一つの方法として、「全職員の20%が欠勤する想定」が考えられる。

なお、被害の対象は主として人であって、地震災害のように社会インフラへの被害はないので、電力・ガス・水道・通信・交通等のライフラインは影響を受けながらも機能はほぼ維持されると考えられる。

(2) 業務体制の確保

経営上の意思決定過程に係る業務体制の確保

新型インフルエンザまん延時には、通常時にも増して、経営上の意思決定過程に係る業務体制を確保しておくことが重要である。業務の内容としては、対策会議等を立ち上げて感染拡大防止対策と経営継続方針に係る意思決定を行うとともに、職員の感染拡大状況等に応じて更に必要がある場合には追加的な感染拡大防止対策を実施したり、事業の優先順位付けを行って資源の集中投入を行うといった業務が考えられる。

本手引きでは職員の過半が欠勤する状況は想定していないが、同一部署内で同一の事業を担当する立場の近い複数の者は常に近距離で執務・対話していることから、意思決定過程に係る業務を行う複数の職員が同時期に感染し、欠勤した場合にはこうした体制に問題が生じることが考えられる。

このため、まず、各部門における経営上の判断を行う職員を複数名指定し、これらの者が同時に感染した場合の代理となる執務体制を決定しておくことが必要である。これらを担う職員としては、経営陣のほか、衛生・作業・運行等各部門における責任者が含まれる。

(3) 業務の分類等

一例として、以下の業務について予め整理

新型インフルエンザ対策業務

収益上重要な位置を占める業務

社会責任上重要な業務

事業の実態等に応じて優先順位を付与し、被害想定の下で遂行

経営上の意思決定にかかる業務体制が確保されている想定の下、どのような事業を優先的に処理すべきかについては、新型インフルエンザ対策を推進して更なる感染拡大を防止する業務、収益上重要な位置を占める業務、社会責任上重要な業務などが想定される。

新型インフルエンザ対策業務

まず、新型インフルエンザ対策業務として、職員の感染状況の把握、感染拡大等防止対策の推進、各種会合の開催、会合の決定や幹部の指示に基づく対策の推進、連絡調整等に係る業務が想定される。これらの危機管理業務、福利厚生・人事・会

計等総務部門のうち新型インフルエンザ対策に関する業務（特にマスクや消毒剤の準備、休暇制度の運用、施設の管理等に係る担当）等については、まん延時において優先的に処理することが必要となる。

これらを担う職員としては、新型インフルエンザ対策業務を割り当てられている危機管理担当部局のほか、人事・会計・福利厚生・施設管理部局の担当者等が含まれる。

収益上重要な位置を占める業務

このほか、所与の被害想定のもとで、収入の減少を極力抑えるための、又は、通常業務に戻ったときに致命的な経済的損失を抱えることを回避するための業務が考えられる。これは、各事業者の経営内容により千差万別であることから、経営者・責任者の判断のもと、業務を選定することが必要である。

社会責任上重要な業務

一方、事業者においては公共施設や一般開放施設の維持・管理、公共交通機関の運行、国民の日常生活に不可欠な物資・サービスの提供等、国民のライフラインに関連する事業を行っているものも多い。前述のとおり、「同一部署内で同一の業務を担当する立場の近い複数の者が同時期に感染し、欠勤する」というリスクを勘案すると、こうしたサービスに係る業務が滞ることも考えられる。

こうした事態に備え、企業の社会的責任を果たす観点からは、極力こうしたサービス等の提供水準を低下させないよう、業務の分類としてこれら国民に対するサービスに直結するものを洗い出しておくことが重要である。なお、ここで例示した事業の内容は国民に対する直接的なサービスの一例であり、この他にも同種の業務として必要と考えられるものがあればそれも含めて検討を行うことが望ましい。

このように、事業の種類としては、**新型インフルエンザ対策業務**、**収益上重要な位置を占める業務**、**社会責任上重要な業務**、**その他の業務**といった分類が考えられるが、被害想定の下で欠勤者が発生した場合に資源の集中投入を行うためには、これら業務に優先順位を予め付しておくことが重要である。

例えば、新型インフルエンザまん延時においては、

新型インフルエンザ対策業務を推進するとともに、

収益上重要な位置を占める業務を継続して経営上の危機を回避し、国民にとって重要なサービス提供業務が滞らないようにしつつ、これらの業務にかかる職員が集中的に欠勤した場合には、その他の業務を行う職員が一時的にこれらの業務を行う

という手順が考えられることから、という優先順位付けを行う
 ことも考えられる。一方、例えば においては、同様のサービスの中でも、より多くの住民や利用者に関係の深い業務や幹線をつなぐ交通等最大多数の国民の生活を維持していく上で不可欠な業務から優先順位付けを施していくことも想定できることなどから、最終的には、事業の実態に応じて個別にこれらの順位付けを検討する。

その上で、新型インフルエンザまん延時には不要・不急の業務を一時停止し、出勤する想定80%の職員において優先順位に従って業務を遂行するための検討を行っておくことが望ましい。こうした方針については、検討の結果に基づき適切な形式で定めることが望ましいが、一例として、業務の分類と優先順位付け、想定被害発生時の員数については以下のような表形式で定めることも可能である。

優先順位	分類	業務の種類	平常時の員数	想定被害発生時の員数
	-	部署の意思決定	2.0	2.0
1		業務A	1.5	1.5
2		業務B	0.5	0.5
3		業務C	0.5	0.5
4		業務D	1.0	1.0
5		業務E	2.0	2.0
6		業務F	3.0	3.0
7		業務G	3.0	3.0
8		業務H	0.5	0.5
9		業務I	1.5	1.0
10		業務J	2.0	0.0
11		業務K	1.5	0.0
	課員合計		19	15
	被害(欠勤者数)想定		4	

以上、事業継続方針の内容の一例を示してきたが、これはあくまでも一例であり、どの項目を定めるか、どの程度まで記載するか等については各自業者の判断による。

事業者においては、その実情を反映した検討を進め、適切な形式で策定作業を進めることが望ましい。

・ 新型インフルエンザ対応マニュアルの管理・運用について

**企業内の周知・理解促進及び訓練と課題分析、適時のマニュアル更新
対応マニュアルの一般向け周知・広報、理解の促進**

以上のような事項に留意して策定した対応マニュアルについては、事業継続方針上継続することとされている業務及びそれに従事する職員に関する周知・理解を徹底するとともに、定期的に教育・訓練を行うことが必要である。訓練に当たっては、所与の想定欠勤率の下、役割分担の確認等を含む実地訓練を実施し、訓練後においては課題の分析を行う。

また、必要に応じて外部の関係者に関わる部分を含む概要を公表し、説明を行うとともに、国民及び事業者等に対して広報を行い、新型インフルエンザまん延時においては一部の業務を縮小又は中断せざるを得ないことについて理解を求める。

業務継続方針の改定については、人事異動や連絡先等の情報更新、教育・訓練を通じた課題と対策等を踏まえ、担当部局において適宜実施し、改めて周知する。